

東大阪市教育ICT環境更新・運用保守業務委託事業
公募型プロポーザル実施要領

令和7年5月
東大阪市教育委員会事務局
施設整備室

目次

1	目的	1
2	事業概要	1
3	参加資格	3
4	スケジュール	4
5	参加の手続き	4
6	選定方法	10
7	契約の締結	12
8	留意事項	12
9	辞退届	12
10	本事業に関する問い合わせ	13

1 目的

本市学校園等に整備しているネットワーク機器等は、老朽化が進み、サポート終了を迎えようとしている。また、文部科学省では、令和6年1月に「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」を改訂し、クラウドサービスの利活用を前提とした目指すべき構成を明確化し、教育機関における情報セキュリティの強化を図り、安全で信頼性の高い ICT 環境の実現を推奨している。

東大阪市教育 ICT 環境更新・運用保守業務委託事業（以下、「本事業」という。）は、ネットワーク機器等を更新し、校務系と学習系のネットワークの統合を図る中でネットワーク環境にかかるボトルネックを解消したうえで、文部科学省が示す学校規模別の推奨帯域を満たすとともに、ガイドラインに則り、統合型認証基盤を利用したゼロトラスト環境を構築し、アクセス場所（校内外）を問わず、安全な校務を可能とすることで、円滑な教育活動の実現を目指すものである。

本事業を実現するにあたり、構築・運用保守費用の最小限化を前提に、民間事業者の持つ高度かつ広範な専門知識、技術や経験等を活用し、確実かつ円滑に本事業を進めていくことのできる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式（以下、「本プロポーザル」という。）により事業者を広く募集し、総合的な評価をもって決定するものとする。

2 事業概要

（1） 事業名

東大阪市教育 ICT 環境更新・運用保守業務委託事業

（2） 事業内容

別紙「東大阪市教育 ICT 環境更新・運用保守業務委託事業仕様書」（以下「仕様書①」という。）及び別紙「学習系ネットワークアセスメント調査・分析業務委託事業仕様書」（以下「仕様書②」という。）のとおり。

（3） 委託契約予定事業者選定方法

公募型プロポーザル方式により事業提案を求め、評価基準に基づき審査し、委託契約予定事業者を選定する。

（4） 契約期間

ア 教育 ICT 環境更新構築業務委託契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日

イ 教育 ICT 環境運用保守業務委託契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

令和9年4月1日から令和10年3月31日

令和10年4月1日から令和11年3月31日

令和11年4月1日から令和12年3月31日

令和12年4月1日から令和13年3月31日

ウ 学習系ネットワークアセスメント調査・分析業務委託契約期間

契約締結の日から令和7年9月30日

(5) 委託金額の上限

1,333,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。また、金額の内訳は、以下のとおりである。

ア 教育ICT環境更新構築業務委託費用

393,000,000円

- ① 初年度の設計、設定、運搬、設置作業、研修会等に係る更新構築に必要な役務部分の費用を指す。
- ② 契約締結日から令和8年3月31日までの仮運用期間の運用保守費用は構築費に含むこととする。
- ③ 令和8年3月1日～令和8年3月31日（1ヶ月）のMicrosoft 365 A3(EES)ライセンス及び校内の現行L2スイッチ（仕様書①【別紙3（図1-1）】参照）更新後の新L2分も含める。
- ④ 教育ICT環境機器更新に必要な既存機器等の設定作業（データ移行作業含む）を構築費用内で委託契約予定事業者（後述の（7）委託契約予定事業者選定方法」参照）が実施すること。正当な理由で実施できない作業がある場合は、本市が既存関係事業者へ必要な作業費用を支払い、作業を依頼する。

イ 教育ICT環境運用保守業務委託費用

935,000,000円

- ① 契約期間内の運用において請け負う機器保守や支援業務等に係る費用を指す。
- ② 令和8年4月1日～令和13年3月31日（60ヶ月）のMicrosoft 365 A3(EES)ライセンス及びその他クラウドサービス等の利用に必要なライセンス分も含めること。

ウ 学習系ネットワークアセスメント調査・分析業務委託費用

5,000,000円

- ・ GIGA スクール構想で整備した現行の小中学校のネットワーク環境において、円滑な通信のために必要な環境が確保出来ているのかを確認するためのネットワークアセスメントの費用を指す。

(6) 契約

ア 教育ICT環境更新構築業務委託契約

委託契約予定事業者と協議が整った場合、契約する。

イ 教育ICT環境運用保守業務委託契約

委託契約予定事業者と具体的な契約内容及び支払い方法等について協議が整った場合、契約する。

ウ 学習系ネットワークアセスメント調査・分析業務委託契約

委託契約予定事業者と具体的な契約内容及び支払い方法等について協議が整った場合、契約する。

(7) 支払方法

以下のア～ウについて、業務完了報告書が適正であると本市が認めたのち、適正な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

ア 教育ICT環境更新構築業務委託契約

完了払いとする。

イ 教育ICT環境運用保守業務委託契約

毎月払いとする。

ウ 学習系ネットワークアセスメント調査・分析業務委託契約

完了払いとする。

(8) 教育 ICT 環境機器調達

ア 調達方法及び契約

教育ICT環境機器調達については、本委託事業に含めず最終決定した委託契約予定事業者提示の提案機器及び見積金額をもとに協議のうえ調達機器を確定し、本市でネットワーク機器等及び教職員用端末の賃貸借にかかる入札を行い、落札事業者と協議が整い次第契約する。なお、本プロポーザル実施途中で教職員用端末のみ賃貸借でなく一括購入による調達になる可能性がある。教職員用端末が一括購入となる際は、教職員用端末の一括購入にかかる入札と教職員用端末以外のネットワーク機器等の賃貸借にかかる入札を別途行い、それぞれの落札事業者と協議が整い次第契約する。

イ 契約期間

令和8年3月1日から令和13年2月28日

ウ 参考見積書の提出

本プロポーザルでの現行 L2 スイッチの更新後の新 L2 スイッチ以外のネットワーク機器等及び教職員用端末（仕様書① 9.2 別調達の各機器の仕様等を参照）の費用にかかる参考見積書を任意の様式で提出すること。

教職員用端末については、5年間分の端末保守費用を教育 ICT 環境機器調達費用に含める。なお、端末保守の開始時期については、本市と協議のうえ決定する。

3 参加資格

参加事業者は、参加表明書の提出日において以下に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 「東大阪市入札参加停止要綱」による入札参加停止期間中でないこと。
- ② 本市の令和6年・7年・8年度入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- ③ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークまたは、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）認証（相当する認証を含む）を

取得している、もしくは令和7年度中に取得見込みであること

- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て又は破産手続き開始決定がされていないこと。
- ⑦ 東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。
- ⑧ 過去5年間（契約締結日が令和2年4月1日以降）に他自治体の教育委員会とネットワーク及び端末の更新構築・運用保守の契約を締結した実績を有すること。
- ⑨ コンソーシアム（共同企業体）ではないこと。

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりである。

	項目	期日
1	公告日	本市ホームページ掲載日
2	質問書提出期限	令和7年5月9日（金）正午
3	質問書回答	令和7年5月14日（水）
4	参加表明書及び図書閲覧誓約書提出期限	令和7年5月16日（金）正午
5	企画提案書等提出期限	令和7年5月23日（金）正午
6	プレゼンテーション	令和7年6月6日（金）
7	選定結果公表	令和7年6月上旬～中旬
8	契約締結	令和7年6月中旬～6月下旬

5 参加の手続き

（1）実施要領等の配布

本事業における必要書類は本市ホームページから閲覧及びダウンロードすること。

（2）質問及び回答

質問は質問書の提出により行うこととし、口頭による質問は受付けない。

ア 提出期限 令和7年5月9日（金）正午まで

イ 提出方法 電子メール（kyoiku-ict@city.higashiosaka.lg.jp）

- ① 質問書（様式第1号）に質問事項を記入し、ワード形式のまま添付ファイルとして送付すること。代表者印等は必要なし。なお、参考図書に関しては、一般公開で回答しか

ねるため、質問事項として除外する。

② 電子メールの件名は「【会社名】東大阪市教育 ICT 環境更新・運用保守業務委託事業 質問書」とすること。

③ メール送信時に施設整備室 ICT 担当へ電話（06-4309-3853）で到着確認の連絡を行うこと。

ウ 回答方法

質問書に対する回答は、令和 7 年 5 月 14 日（水）に本市ホームページに掲載する。ただし、質問者の競争上の利益を害し、地位を脅かすおそれがある質問やその他公開すべきではない内容を求める質問であると本市が判断した場合には、対象者を絞りメールにて回答する、もしくは回答を控えることがある。

（3）参加表明書等、図書閲覧誓約書及び企画提案書等の提出

本事業の参加にあたっては、以下の書類を提出すること。期限までに参加表明書の提出がない事業者の参加は認めない。

ア 提出期限

（ア）参加表明書等及び図書閲覧誓約書

令和 7 年 5 月 16 日（金）正午まで

（イ）企画提案書等

令和 7 年 5 月 23 日（金）正午まで

イ 提出場所

東大阪市役所本庁舎 16 階 施設整備室 ICT 担当

ウ 提出方法

① 持参、郵送（簡易書留郵便に限る）で提出すること。持参の場合は、平日の正午から午後 0 時 45 分までの時間、土、日、祝日を除き、各日午前 9 時から午後 5 時 30 分（最終日は正午）までの時間とする。郵送の場合は提出期間中に必着とする。

② 図書閲覧誓約書受付後、記載内容に不備等なければ、「事業者の概要（様式第 3 号）」に記載されている連絡担当者へ電子メールにて参考図書掲載のリンクを送付する。

③ 企画提案書等の提出時には、提出書類と同じ内容を保存した USB メモリまたは、CD-R 又は DVD-R（以下「CD-R 等」という。）を 1 つ提出すること（データは 300dpi 以上で作成した PDF データとする）。CD-R 等には、参加事業者名を明記すること。また、CD-R 等内のデータは、分かりやすいファイル名及びフォルダを作成して保存すること。

エ 提出書類

参加表明書等、図書閲覧誓約書及び企画提案書等の提出書類は以下のとおりである。

（ア）参加表明書等及び図書閲覧誓約書

	名称	様式及び添付資料等
①	参加表明書	【様式第 2 号】1 部

②	事業者の概要	【様式第3号】 1部 会社概要や実施業務について記載したパンフレット等の資料があれば提出すること。
③	業務実績	【様式第4号】 1部 「3. 参加資格⑧」の業務実績を記載すること。また、その実績（業務名、業務内容等）が分かる契約書、仕様書の写し等を添付すること。
④	図書閲覧誓約書	【様式第10号】 - 参考図書は、一般公表することを前提としていない情報も含まれているため、取り扱いに注意すること。また、参加事業者は参考図書を本事業に係る業務以外で使用しないこと。 - 参考図書は、以下のとおりである。 ① 東大阪市情報セキュリティポリシー ② 東大阪市立学校園情報セキュリティポリシー ③ 整備対象教室を示した各階平面図（ネットワーク機器等の設置予定教室を明記） ④ 施設台帳（寸法入り） ⑤ 現校務系ネットワーク機器及び教育サーバ群関係資料 ⑥ 現学習系ネットワーク機器等関係資料

(イ) 企画提案書等

	名称	様式、添付資料記載方法の注意点等
①	企画提案書	正本：【様式第5号】と【任意様式】 1部 副本：【任意様式】 12部 【任意様式】は、原則 A4 判、縦型、横書、文書（10 ポイント程度の文字）、図や表で作成し、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、極力分かりやすい表現で 60 ページ以内にまとめること。なお、補足資料など必要に応じ A3 サイズも使用を可とする。また、A4 判縦長左綴じとし、インデックスを付け、A4 サイズのファイルに綴じること。 - 副本については、書類審査時の公平性・透明性を確保する観点から、「商号又は名称」等事業者を特定できるものは<u>未記載又は墨消し処理</u>を行うこと。 - 任意様式の構成は、下記の順に綴じたうえ、通し番号を付すること。

		① 表紙 ② 目次 ③ 事業実施体制図 更新構築、運用保守及びアセスメント調査・分析の事業実施体制（責任者・担当者の配置、業務分担等（専任・兼任も記載）） ④ 事業スケジュール 本稼働までのスケジュール（行程（設計、構築、現地導入作業、研修会等の区分け））単位に示すこと。また、本市職員が担う役割、工数（例えば、週2回×2時間など毎に予想する）も示すこと。 ⑤ 提案内容 5（3）オ参照。
②	見積書	【様式第6号】1部 - 構築費用、運用保守費用及びアセスメント調査・分析費用のみ。 【任意様式】1部 ※本事業の価格評価の対象外 - プロポーザルでの現行 L2 スイッチの更新後の新 L2 スイッチ以外のネットワーク機器等及び教職員用端末（仕様書①9.2 別調達の各機器の仕様等を参照）の費用。 - 教職員用端末については、5年間分の端末保守費用を含めること。
③	誓約書	【様式第7号】1部
④	協力事業者概要調書	【様式第8号】1部 - 再委託等がある場合のみ - 協力事業者は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理するプライバシーマークまたは、ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得している、もしくは令和7年度中に取得見込みであること。
⑤	仕様項目適合確認表	【様式第11号】1部 〔適合状況〕に「○」、「△」または、「×」を入力すること。なお、必須項目のうち1つでも「×」がある場合、失格とする。 〔備考・注釈・補足等〕に必要とあらば入力すること。 〔企画提案記載ページ・項目番号〕を入力すること。企画提案に

		記載がない場合は、その限りではない。 ・ 独自提案がある場合は、入力すること。
⑥	認証を証明する写し	【任意様式】 1 部ずつ ・ 提案する全てのクラウドサービスが取得している ISO27017 または ISMAP の認証を証明する資料
⑦	長 3 号封筒	【任意様式】 1 部 ・ 760 円分の切手（速達の簡易書留で郵送するため）を貼付すること。 ・ 選定結果通知の郵送に使用するため、宛名を記入すること。

オ 提案内容の記載

5(3) エ(イ)①の記載については、以下の順で章立て・観点に沿って記述すること、企画提案書に記載された提案内容は、委託契約予定事業者として選定された際には、見積書の範囲内で全て実現する前提とすること。ただし、協議により内容を変更する可能性に留意すること。

	内容	参照箇所
1	ネットワーク機器及び教育サーバ群機器等の環境構築	仕様書① 9.6
2	教職員用端末の環境更新構築	仕様書① 9.7
3	校務のロケーションフリー環境整備	仕様書① 9.8
4	アクセス制御を中心としたゼロトラストセキュリティ対応	仕様書① 9.9
5	Microsoft 365 A3(EES) ライセンスの調達及び更新	仕様書① 9.10
6	データ移行作業	仕様書① 9.11
7	本運用前運用保守	仕様書① 9.12
8	運用保守	仕様書① 9.13
9	アセスメント調査	仕様書② 7.1、7.2、 7.3、7.4

10	上記以外の追加提案及びアピール内容 (例) ・仕様書に記載のない提案 ・コスト縮減、効用増加策 ・本市の運用負担軽減策 ・将来のネットワークを見据えた工夫 ・参加事業者が受託することによる本市のメリット ・その他アピールポイント 等	-
----	--	---

カ 受付

参加表明書等（①～③）の受付後、審査し、参加資格要件を満たした参加事業者に対し、「事業者の概要（様式第3号）」に記載されている連絡担当者へ電子メールにて参加番号を通知する。また、参加表明書等（①～③）の提出がなければ、図書閲覧誓約書及び企画提案書等（①～⑦）の受付はできない。

（4）プレゼンテーション

ア 開催日時

令和7年6月6日（金）

イ 参集場所

東大阪市役所

プレゼンテーションの場所等の詳細については、「事業者の概要（様式第3号）」に記載されている連絡担当者へ電子メールにて別途通知する。開催時間については午後5時30分以降になる場合もある。

ウ 順番

参加表明書の受付順で行う。

エ 人数

参加する人数は5名以内とする。なお、実際に委託業務を行う責任者を参加者に含めること。

オ 時間

1事業者45分（プレゼンテーション30分、質疑応答15分）とする。

カ プレゼンテーション

後述の6（3）評価基準を留意し、プレゼンテーションすること。

キ 準備物

プロジェクター、HDMI ケーブル及び電源タップは、本市で準備する。それ以外に必要なものは持参すること。

ク その他

プレゼンテーションは事業者名を伏して行うため、入室者は社章、名札等は身に着けない

こと。また、発言者は自社名等を発しないように注意すること。プレゼンテーション当日の追加資料は認めない。また、プレゼンテーションや質疑応答で発言した提出書類や機能要件等に記載がない内容は、契約時の仕様書等に盛り込むこと。

(5) 選定結果通知

選定結果については、令和7年6月上旬～中旬に参加事業者全てに通知書を郵送で発送する。また、本市ウェブサイトにおいて、委託契約予定事業者名を掲示する。ただし、2位以下は点数のみ掲示する。なお、選定理由、選定結果に対する問い合わせ、異議等には一切回答しない。

6 選定方法

(1) 審査方法

東大阪市教育 ICT 環境更新・運用保守業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）及び本事業の事務局（以下「事務局」という。）において、評価基準に基づき提出書類及びプレゼンテーションに対し審査を行う。

(2) 選定委員

教育次長（学校施設整備監事務取扱）

教育次長（教育監事務取扱）

学校教育部長

学校教育部参事（みらい教育室長事務取扱）

施設整備室長

学校教育推進室長

教育センター所長

学校教育部次長（高等学校課担当）

情報政策室長

中学校長会長

小学校長会長

教育 ICT 環境業務に精通する者

(3) 評価基準

評価項目		評価項目詳細	配点
1 企画提案書等評価			
①	業務実績	本市と同規模以上の地方自治体での業務実績があるか。	5点
②	事業（構築・運用保守）実施体制	構築・運用保守における責任者・担当者の配置、業務分担等（専任・兼任も記載）が適正かつ具体的に明記されているか。	5点

③	本番運用までのスケジュール	実現可能なスケジュールで、本市の作業負担等に配慮しているか。	5 点
④	仕様項目の適合	仕様項目適合確認表（様式第 11 号）の仕様項目に適合しているか。	105 点
2 プレゼンテーション評価			
①	説得力・質疑応答	分かりやすく説得力があり、質疑に対し応答が明確な対応であったか。	5 点
②	意欲・熱意	参加事業者の本事業への意欲・熱意があるか。	5 点
③	パートナー	本市の新教育 ICT 環境を構築・運用していくうえで、パートナーとして安心して任せられると感じるか。	10 点
④	利便性・運用	本市にとって利便性の高い運用が可能であるか。	20 点
⑤	追加提案及びアピールポイント	追加提案及びアピールポイントが魅力的であるか。	10 点
3 価格評価			
	見積価格		30 点
合計			200 点

（４） 委託契約予定事業者の決定

選定委員及び事務局の評価点の合計で最高点を得た者を委託契約予定事業者として決定する。ただし、最高点を得た者が２者以上ある場合は、見積価格が最も低い者を委託契約予定事業者とし、見積価格も同額の場合は、仕様項目の適合点が高い者を委託契約予定事業者として選定する。ただし、選定委員及び事務局の評価点の合計が満点の 50 パーセントに満たない者は、選定しない。

また、参加事業者が１者の場合においても、各評価項目の評価基準点に基づき、選定委員会において委託契約予定事業者としての適否を決定する。

（５） 参加無効もしくは失格となる場合

以下のいずれかに該当する場合は、参加を無効もしくは失格とする。

- ① 定められた提出方法、提出期限に適合しない場合
- ② 提出された見積書の金額が委託金額の上限を超える場合
- ③ 提案書類等に虚偽の記載があった場合
- ④ 仕様項目適合確認表（様式第 11 号）の必須項目のうち１つでも「×」がある場合
- ⑤ 契約締結日までの間において、「３ 参加資格」に該当しなくなった場合
- ⑥ 選定委員に対して本事業に関する働きかけ、接触等を行なった場合

- ⑦ その他参加することが適当でないと決定された場合
- (6) その他

選定委員が事故等によりプレゼンテーション評価ができない時は、その委員の評価点は0点として合計点を算出する。

7 契約の締結

契約内容等について、委託契約予定事業者と本市で協議し、令和7年6月中旬～下旬に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約を行う。また、何らかの理由により委託契約予定事業者との協議が整わない場合や、その事業者が本事業を遂行できないと認められる場合にあっては、次点者の順に協議を行い、契約を締結する場合がある。

本事業の契約と同時に契約保証金の納付、または債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約締結後の保険証券の寄託をしなければならない。なお、契約保証金の額、または保険金額は、契約金額の100分の3に相当する額以上とする。

本プロポーザル手続きは、この要領に定めがあるほか、本市財務規則に基づくこととする。

8 留意事項

- ① 参加に要する経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- ② 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- ③ 提出された書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市が本案件の審査及び議会報告で必要と判断した場合については、書類の複製及び内容の転用等無許可、無償で利用できるものとする。
- ④ 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護され第三者の権利の対象となっている使用材料、整備方法等を使用した結果生じた責任は、原則として参加事業者が負うこととする。
- ⑤ 提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書（個人情報及び事業者独自の提案等は非公開）となる。
- ⑥ 提出された書類の提出期限以後の差し替え、追加又は再提出は認めない。
- ⑦ 本事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけない。ただし、あらかじめ本市に書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

9 辞退届

5(3)に関する書類を提出後、やむを得ず本事業を辞退する場合は辞退届（様式第9号）を10の問い合わせ先に提出すること。

10 本事業に関する問い合わせ

東大阪市教育局事務局 施設整備室 ICT 担当 川越・宮原・山中
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号（東大阪役所本庁舎16階）
電話 06-4309-3853
FAX 06-4309-3835
電子メール kyoiku-ict@city.higashiosaka.lg.jp